

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日には翌日)
(たるとき)

(けい留を要しない場合)

第二条 条例第三条第四号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 サーカスその他これに類する興行のため飼い犬を使用するとき。
- 二 品評会、競技会その他これらに類する催しのため飼い犬を使用するとき。

(飼い犬を管理している旨の表示)

第三条 条例第五条の表示をしておかなければならぬ場合は、次に掲げられる場合以外の場合とする。

- 一 サーカスその他これに類する興行のために使用する飼い犬を当該興行の場所において管理するとき。
- 二 飼い犬の診療その他飼い犬を取り扱う営業のため飼い犬を当該営業の場所において管理するとき。
- 三 所有者以外の者が飼い犬を管理する場合で、その期間が一月未満のときは。

2 条例第五条の表示は、様式第一号による標識を表示してしなければならない。

(飼い犬が人をかんだときの届出)

第四条 条例第七条の届出は、様式第二号による届出書を提出してしなければならない。

(飼い犬を捕獲する職員の身分を示す証明書の様式)

第一条 この規則は、鳥取県飼い犬管理条例（昭和四十七年三月鳥取県条例第八号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるることを目的とする。

鳥取県規則第四十六号

鳥取県飼い犬管理条例施行規則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県飼い犬管理条例（昭和四十七年三月鳥取県条例第八号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めることが目的とする。

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県飼い犬管理条例施行規則
昭和四十七年六月二十八日

規則

則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

目 次

◆規則 鳥取県飼い犬管理条例施行規則

(飼い犬を抑留している旨の公示)

第六条 条例第九条第五項の公示は、次に掲げる事項を当該飼い犬を捕獲した場所を管轄する保健所の掲示板に掲示して行なうものとする。

一 飼い犬を捕獲した日時及び場所

二 捕獲した飼い犬の種類、性別及び毛色、体格その他の特徴

三 引き取りの期限及び場所
(立入調査をする職員の身分を示す証明書の様式)

第七条 条例第十条第二項において準用する条例第九条第四項の証明書の様式は、様式第四号のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和四十七年七月一日から施行する。

(飼い犬管理条例施行規則の廃止)

2 飼い犬管理条例施行規則(昭和三十六年二月鳥取県規則第三号)は、廃止する。

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

3 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二保健所長の項第二十九号を次のように改める。

二十九 鳥取県飼い犬管理条例(昭和四十七年三月鳥取県規則第八号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

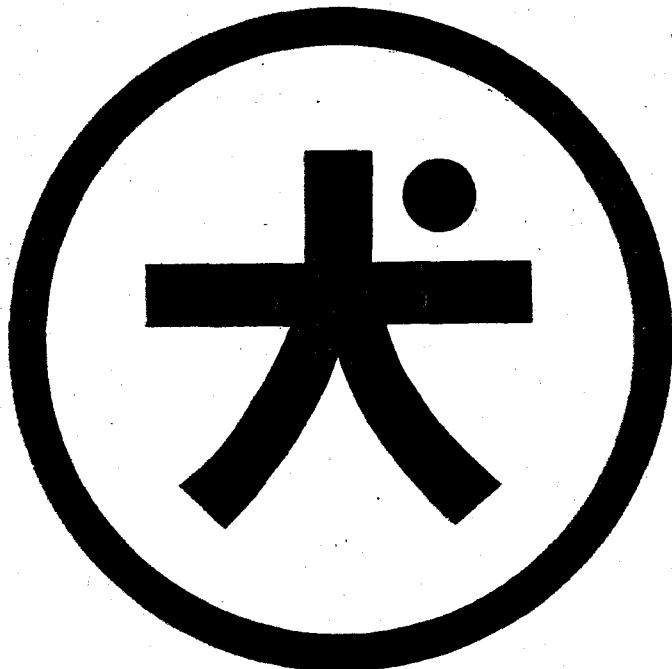
(一) 第八条の規定による飼い犬に口輪をつける等の措置の命令

(二) 第九条第一項の規定による飼い犬の抑留

(三) 第九条第五項の規定による飼い犬を抑留している旨の公示

(五) 四
第九条第六項の規定による飼い犬の処分
第十条第一項の規定による飼い主の土地等への立入り調査

様式第1号



備考

- 1 わくの直径は、8センチメートル以上とする。
- 2 地の色は白とし、わく及び字の色は赤とする。

様式第2号

飼い犬こう傷事故届

職 氏 名 殿

私の所有(管理)している犬が人をかんだので、鳥取県飼い犬管理条例第7条の規定により、
下記のとおりお届けします。

年 月 日

住 所

氏 名

㊞

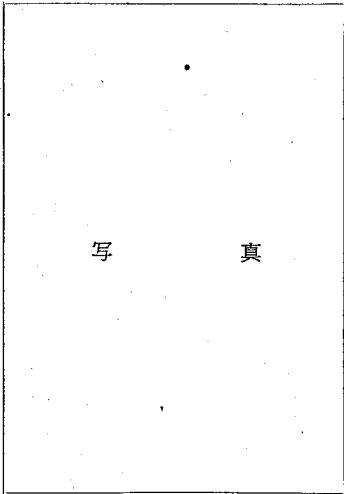
記

所 有 者	住 所				電 話	
	氏 名					
飼 い 犬	管 理 場 所					
	種 類			性 別		
	毛 色			体格その他の特徴		
	年 齢			名		
	過去におけるこう傷事故の有無			登録年月日及び登録番号		
	最終注射年月日及び注射済票番号					
こ う 傷 事 故	日 時					
	場 所					
	こ う 傷 部 位					
	動 機					
	けい留の有無					
被 害 者	住 所				電 話	
	氏 名		年 齡		性 別	
	職 業					
備 考						

様式第3号

(縦6センチメートル、横8センチメートル)

表 面

身分証明書 職 氏名 年月日生 <p>上記の者は、鳥取県飼い犬管理条例第9条 第2項の規定により飼い犬を捕獲することができる職員であることを証する。</p> <p>年月日</p> <p>鳥取県知事</p>	 写 真
--	---

裏 面

<p>鳥取県飼い犬管理条例抜すい (抑留等)</p> <p>第9条 知事は、第3条の規定に違反してけい留されていない飼い犬があると認めるとときは、これを抑留することができる。</p> <p>2 知事は、前項の抑留を行なうため、その職員に、その飼い犬を捕獲させることができる。</p> <p>3 前項の規定により飼い犬を捕獲する職員は、捕獲しようとして追跡中の飼い犬がその飼い主又はその他の者の土地、建物又は船車内に入った場合において、これを捕獲するためやむを得ないと認めるときは、合</p>	<p>理的に必要と判断される限度において、その場所（人の住居を除く。）に立ち入ることができる。ただし、その場所の管理者が拒んだときは、この限りでない。</p> <p>4 第2項の規定により飼い犬を捕獲する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p>
---	--

様式第4号

(縦6センチメートル、横8センチメートル)

表 面

身分証明書	
職 氏名	
年月日生	
上記の者は、鳥取県飼い犬管理条例第10条第1項の規定により飼い主の土地その他関係のある場所に立ち入り、調査をすることができる職員であることを証する。	
年月日	
鳥取県知事	印

写 真

裏 面

鳥取県飼い犬管理条例抜粋 (抑留等)	2 前条第4項の規定は、前項の規定により立入調査をする職員について準用する。
第9条 4 第2項の規定により飼い犬を捕獲する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。	3 第1項の立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(立入調査)	
第10条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、飼い主の土地その他関係のある場所（人の住居を除く。）に立ち入り、調査をさせることができる。	

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年六月二十八日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県規則第四十七号

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則(昭和四十四年十月鳥取県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表の第七号の項漁業近代化資金の種類の欄中「水道施設」の下に「又はガス供給施設」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。